

## 議第51号

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表(1)の項ア中「以外の遊技機」の右に「（以下この表において「未認定遊技機」という。）」を加え、「16,000円」を「15,000円」に、「27,000円」を「25,000円」に改め、同項イ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（法第20条第4項の検定（以下この表において「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「2,800円（法第20条第4項の検定（以下この表において「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）」を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「14,000円」に、「27,000円」を「24,000円」に改め、同表(2)の項ア中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「3,400円」を「2,400円」に改め、同項イ中「認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「5,200円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）」に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機に、「2,700円」を「8,000円」に改め、同表(3)の項中「2,700円」を「2,200円」に、「2,720円」を「4,340円」に、「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、「5,900円」を「14,400円」に、「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に、「30,700円」を「35,000円」に、「10,800円」を「19,000円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、同表(4)の項中「6,300円」を「3,900円」に、「18,000円」を「6,300円」に、「1,530,000円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、「174,000円」を「338,000円」に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に、「1,193,000円」を「1,148,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に、「1,192,000

円」を「1,147,000円」に、「348,000円」を「481,000円」に改め、同表(5)の項ア(ア)中「32,300円」を「43,300円」に、「8,100円」を「23,100円」に改め、同項ア(イ)中「25,300円」を「36,300円」に、「8,100円」を「23,000円」に改め、同項ア(ウ)中「5,700円」を「21,000円」に改め、同項イ中「62,300円」を「68,300円」に、「15,300円」を「30,300円」に改め、同項ウおよびエ中「31,300円」を「42,300円」に、「10,800円」を「26,300円」に改め、同項オ中「25,300円」を「36,300円」に、「3,300円」を「19,100円」に改め、同表(6)の項中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に、「1,135,200円」を「1,135,000円」に、「168,200円」を「345,000円」に、「1,810,200円」を「1,628,000円」に、「393,200円」を「486,000円」に、「1,187,200円」を「1,155,000円」に、「343,200円」を「489,000円」に、「1,186,200円」を「1,154,000円」に、「342,200円」を「488,000円」に改め、同表注1中「9,300円」を「8,600円」に改め、同表注2中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表注3中「同時に」の右に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ(3)の項の右欄に掲げる金額から2,700円」を「(3)の項の右欄の規定にかかわらず、同項アの場合にあっては零円とし、同項イの場合にあっては40円とし、同項ウの場合にあってはそれぞれ同項ウの右欄に掲げる金額から8,000円」に改め、同表注4中「同時に」の右に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。